

食品の検査結果について(令和6年(2024年)9月)

(1)収去等検査

(試験検査機関:熊本市環境総合センター)

検体	検査項目	検体数	検査結果
さらしあん	シアン化合物	2	全て適合
豆腐	一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌	6	全て適合
鯨肉製品	大腸菌群、亜硝酸根	2	1検体違反
合計		10	

【収去検査で違反となった場合の対応について】

収去検査では、食品の安全性を確保することを目的として、細菌検査や理化学検査を行い、食品衛生法に定められている規格基準や、熊本県が独自に定める「熊本県食品衛生に関する指導基準」等に適合しているか、食品添加物等の食品表示は適切か、などを調べています。

収去検査の結果、違反が判明した食品について、原因施設が市内にある場合は、回収や破棄など必要な処分や指導を行っています。また、食品の取扱いに問題がある場合は、衛生的な取扱いについて指導を行っています。